

## 健全化判断比率等に関する用語の説明

### 健全化判断比率とは

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）が平成19年6月22日に公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、町民の皆様公表することが義務付けられました。

各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれの手順に従って財政健全化を図ることになります。

### 早期健全化基準とは

健全化判断比率4指標のいずれかが早期健全化基準以上となった場合は、「早期健全化段階」となり、自主的に財政の健全化を図るため、次のことを行う必要があります。

- ・ 財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・ 策定した財政健全化計画を総務大臣、県知事に報告
- ・ 毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・ 個別外部監査契約に基づく監査

### 財政再生基準とは

健全化判断比率のうち4指標のいずれかが財政再生基準以上となった場合は、「財政再生段階」となり、財政再生団体として国の関与を受けながら財政の再生を図るため、次のことを行う必要があります。

- ・ 財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・ 財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- ・ 同意を得ていない場合には、災害復旧事業など一部の地方債を除き、地方債の発行は不可能
- ・ 毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・ 個別外部監査契約に基づく監査

また、財政再生計画が、実際の財政運営に適合しないと判断された場合、総務大臣から予算の変更など必要な措置の勧告を受ける場合があります。

## 経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化を図るため、次のようなことを行う必要があります。

- ・ 経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・ 策定した経営健全化計画を総務大臣、県知事に報告
- ・ 毎年度、経営健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・ 個別外部監査契約に基づく監査

また、経営健全化計画の実施状況を踏まえ、経営の健全化が困難と判断された場合、総務大臣または、県知事から必要な勧告を受ける場合があります。

## 実質赤字比率とは

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

## 連結実質赤字比率

一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計等を含む全会計に生じている赤字額を、標準財政規模に対する割合で表すものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

## 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさ、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－}}{\text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \\ \text{（3ヶ年平均）} \quad \text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}$$

## 将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋}} \\ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$